

ご相談ください!! 地域包括支援センター

「地域包括支援センター」は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職が連携して支援を行う総合相談窓口です。身近な相談機関として、お気軽にご利用ください。

大垣市地域包括支援センター	
安井・川並・洲本・浅草	高齢福祉課内 (☎82-1166)
地域包括支援センター 大垣市社会福祉協議会	
興文・東・西・南・南杭瀬・日新・静里・綾里・荒崎	総合福祉会館内 (☎77-2255)
和合・三城・墨保	在宅福祉サービスステーション内 (☎84-7111)
上石津	上石津老人福祉センター悠楽苑内 (☎48-0068)
大垣市地域包括支援センター お勝山	
宇留生・赤坂・青墓	お勝山ふれあいセンター内 (☎71-5536)
大垣市地域包括支援センター 中川ふれあい	
北・中川	中川ふれあいセンター内 (☎82-1701)

空家の適切な管理をお願いします

近年、適切な管理が行われていない空家が増加しており、屋根・外壁の脱落や飛散、火災、防犯面などの問題が生じるおそれがあります。

空家の所有者は、普段から適正管理について意識するとともに、管理していくことが必要です。詳しくは、住宅課 (☎47-8184) へ。

ポイント① 空家の定期的な見回りを!

空家は、個人の財産であり、空家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合、その所有者(相続人を含む)や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められており、当事者間での解決が基本となります。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

ポイント② ご近所へ連絡を!

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

ポイント③ 空家の将来を考える!

現在、適切な管理をされている空家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。

将来のことを考え、なるべく早期に空家の貸家としての活用や、中古住宅として売却するなど積極的な利活用をご検討ください。また、空家を使用する予定がない場合は解体も検討しましょう。

ご確認ください! 屋外広告物には許可が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、条例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。詳しくは、都市計画課 (☎47-8694) へ。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続され、屋外で公衆に向けて表示される看板・立看板や広告塔(板)、建物、そのほか工作物などに表示されたものを呼びます。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。 ※自分の敷地内でも規制がかかります

屋外広告物の設置または表示について詳しくは、市HPでご確認ください。



市HP

丸の内公園整備事業にご寄附をいただきました

市では、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、次の皆さまから丸の内公園の整備事業に、多大なご寄附をいただきました=敬称略=。



伊藤正之、小野秀樹、加藤修、田口貞善、長屋桂子、廣瀬實、不破勢津子、堀口治男、安田隆宏、(株)アレックカワイ、(株)阿藤組、(株)イビソク、(株)伊藤建設、(株)宇佐美組、(株)桐山組、(株)久楽園、(株)後藤組 後藤登、(株)小林組、(株)三進、(株)三晃建設、(株)朱竹、(株)大広商事、(株)竹中組、(株)竹中建設、(株)土屋R&C、(株)名和装苑、(株)牧野工務店、(株)渡辺組、アシタバ(株)、掛斐川工業(株)、イビデングリーンテック(株)、大垣設備(株)、岡本建材(株)、加納水道設備(株)、岐建(株)、木村建設(株)、グリーンワークス(株)、三柏(株)、三建産業(株)、西濃電気工事協同組合、大建測量設計(株)、大幸重機(株)、大高理工(株)、中部パークシステム(株)、TSUCHIYA(株)、林工業(株)、松井工業(株)、三城コンサルタンツ(株)、ミドリサービス(株)、美濃工研(株)、名石苑、ワタナベ設備工業(株)、(有)川瀬組、(有)林組 ※匿名希望8人・2団体

快適な暮らしを支える下水道

下水道に流すと良くないものとは

下水道は何を流してもいいというわけではありません。

トイレに水に溶けにくいティッシュ・紙おむつ・生理用品などを流すこと、台所に食べ残しなどの固形物、天ぷら油などの廃油を流すことは、排水管の詰まりの原因となります。一人ひとりがルールを守り、下水道を正しく使いましょう。

※『トイレに流せる』ティッシュやクリーナーなどであっても、多量に流すと、排水管の詰まりの原因になりますので、少量ずつ流すなどのご配慮をお願いします



下水道への切り替えはお早めに

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道を整備しています。お住まいの地域で、下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただきますようお願いいたします。

工事費用の見積もりや施工は、市指定の下水道排水設備指定工事店(市HPに一覧を掲載)にご依頼ください。

【問合せ】 下水道課 (☎47-8714)

審議会の傍聴ができます

国民健康保険運営協議会		担当: 国保医療課 (☎47-8132)
5/17(月)	13:30~14:30	市役所4階 情報会議室
・令和3年度大垣市国民健康保険料率(案)について ほか		
日本昭音楽楽村運営協議会		担当: 日本昭音楽楽村 (☎45-3344)
5/28(金)	14:00~15:00	日本昭音楽楽村
・日本昭音楽楽村の運営について		

許可申請が必要

許可申請書(市HPからダウンロード可)に必要な書類を添付し、市に申請してください。設置場所や面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所につき表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。

※許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要です

安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。

安全点検のポイントなど詳しくは、市HPでご確認ください。



市HP